

北石狩衛生センター



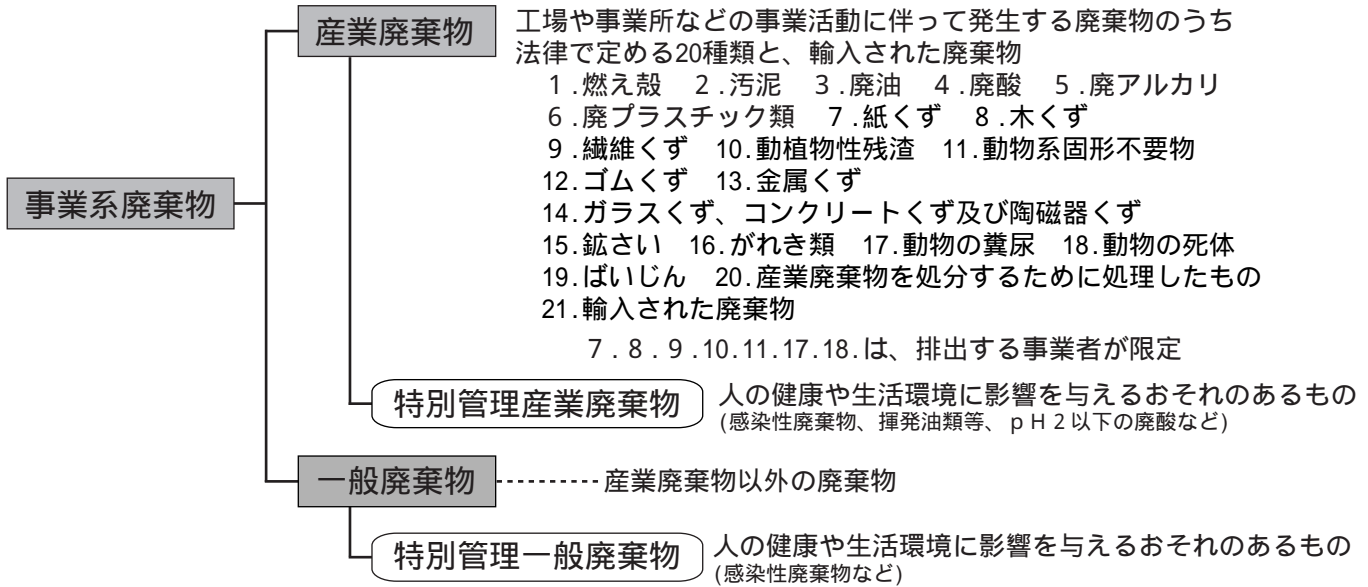
石狩市

# ごみの適正処理の手引き

事業者用

令和3年度  
改定版

# 廃棄物の種類



事業系廃棄物とは、店舗、会社、工場、事務所などの営利を目的とするものだけでなく、病院、学校、幼稚園、保育園、官公署など、広く公共サービス等を行っているところを含めて、事業活動から出されるすべてのごみをいいます。

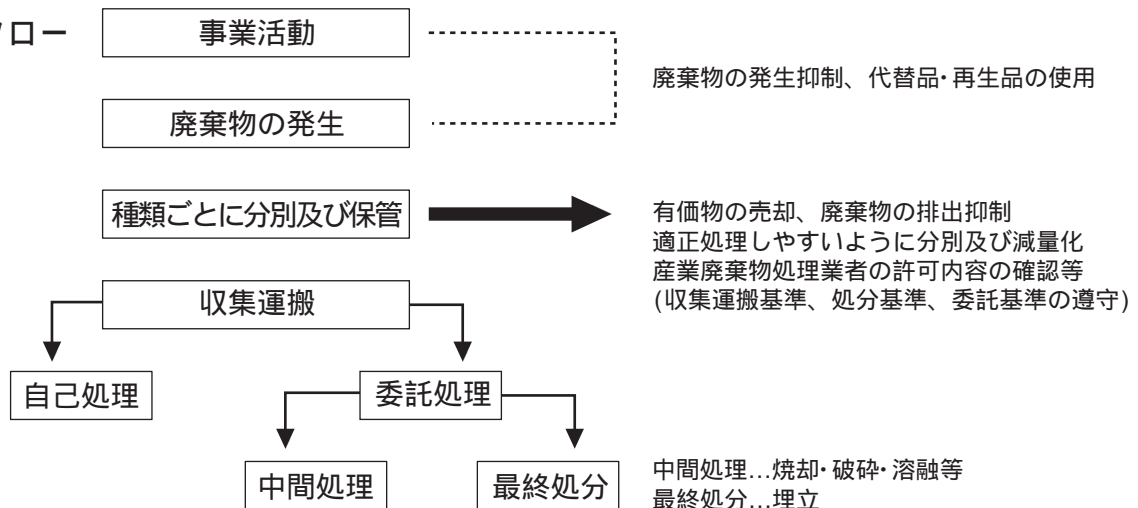
# 事業者の廃棄物処理の責任

事業活動に伴う廃棄物の処理は排出事業者の責任とされています。

## 【排出事業者の処理責任】

- 1) 廃棄物は、廃棄物処理法に基づき排出者自らの責任において適正に処理すること。(産業廃棄物ばかりでなく、一般廃棄物の処理責任もあります。)
- 2) 廃棄物の発生抑制及び減量化、再生利用の推進に努めること。
- 3) 物の製造、加工、販売等に際し、その製品、容器等が廃棄物となったときに適正な処理が困難とならないよう製品、容器等の開発を行うこと。
- 4) 廃棄物の処理の方法等について情報を提供すること。
- 5) 廃棄物の減量化や適正処理について、国や地方公共団体の施策に協力すること。

## 廃棄物処理のフロー



## 不法投棄・野焼きをなくしましょう

### 不法投棄の禁止

公共の河川や道路はもとより、山林や田畑、空き地などへ廃棄物を捨てたり、放置することは禁止されています。

投棄禁止違反：5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金—またはこの併科、法人に対しては1億円の加重罰(産廃)—又はこの併科

### 野焼きの禁止

焼却処理基準に適合した焼却設備を使わずに、木くず・紙くず・廃プラスチックなどの廃棄物を積み上げて燃やしたり、穴を掘って燃やす、いわゆる「野焼き」は禁止されています。

焼却禁止違反：5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金、又はこの併科

# マニフェストシステム

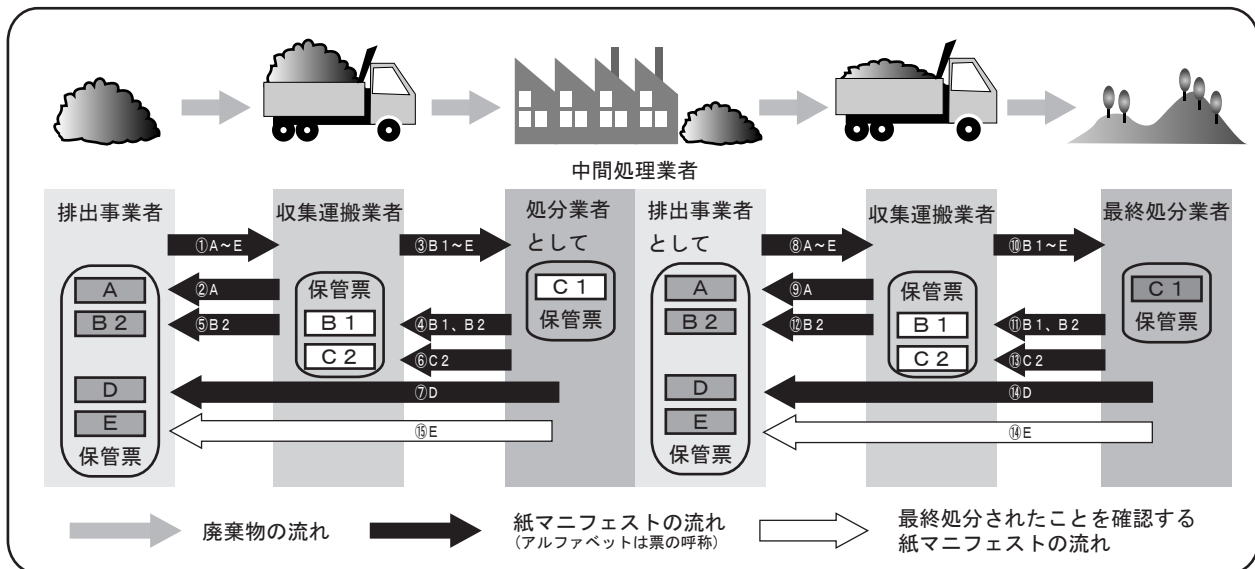
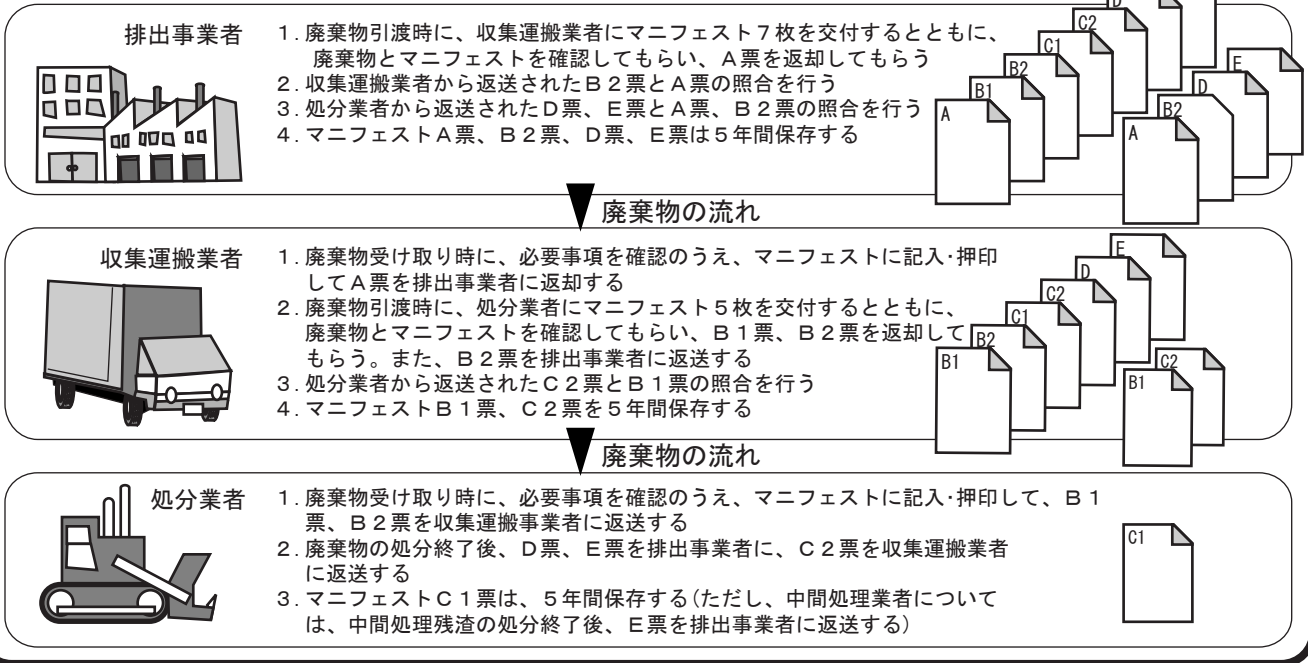
マニフェストシステムとは、排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、マニフェスト（ごみ処理のプロセスをチェックする管理票）に産業廃棄物の名称、収集運搬業者名、処分業者名を記載し、産業廃棄物の流れを自ら把握・管理する仕組みです。

## マニフェストの使用義務と罰則

産業廃棄物の処理を委託する際は、すべてにマニフェストを使用することが廃棄物の処理及び清掃に関する法律において義務付けられています。マニフェストを適正に使用しない場合、排出事業者は、都道府県知事や保健所設置市長から措置命令を受けることになります。また、罰金も強化され1年以下の懲役、又は100万円以下の罰金が課せられることとなります。

### マニフェストの仕組み

- マニフェストは、運搬する廃棄物ごとに使用してください。
- マニフェスト交付から90日（特別管理産業廃棄物は60日）以内にB 2票、D票、また、180日以内にE票が返送されてこないときは、収集運搬業者及び処分業者に確認してください。



マニフェスト（産業廃棄物管理票）に関する問い合わせ先

〒060-0005 札幌市中央区北5条西6丁目 北海道通信ビル5F  
 公益社団法人 北海道産業廃棄物協会 ☎ 011-241-7611

# 産業廃棄物処分業者

平成30年3月31日現在  
北海道産業廃棄物処理業者名簿より抜粋

産業廃棄物を処分するには、事前に処分業者と打ち合わせをしてください。

処分業者名	事業所住所	電話番号	処分業(中間処理)
(有)空缶リサイクルエコシステム	石狩市新港南1丁目28-18	64-9788	圧縮:金 破碎:プ,陶
石狩産業(株)	石狩市親船町111番地	62-3250	圧縮:プ,紙
(株)エコロジーシステム	石狩市新港南3丁目700-31	64-9666	破碎・圧縮:プ(発泡スチロール)、 選別:金、 圧縮:プ、金、 破碎:プ、 生物分解:汚、油
大林道路(株)	石狩市新港中央2丁目756-8	64-0050	破碎:が
岡本興業(株)	石狩市新港中央2丁目757-7	64-6778	破碎:燃、陶、が 天日乾燥:汚 造粒固化:汚
岡本興産(株)	石狩市新港南3丁目701-18	60-2005	不燃材及び耐火材の製造 (乾燥・粉碎・混合):燃
岡本産業(株)	石狩市樽川8条1丁目198番地	76-2575	破碎:プ
オデッサ・テクノス(株)	石狩市新港南1丁目28-26	76-6976	造粒固化:汚(無機性汚泥に限る。)
鹿島道路(株)	石狩市新港中央2丁目757-4	64-1951	破碎:陶、鋳、が
(株)環境サービス	石狩市新港南1丁目28-39	60-2340	破碎:プ、木 圧縮:プ、織
札幌建設運送(株)	石狩市新港中央2丁目755-10	64-8001	天日乾燥:汚 造粒固化:汚
(株)札幌パーツ	石狩市新港南3丁目700-48	64-7000	圧縮:プ、金、陶
(株)ジャスト・カーゴ	石狩市新港中央2丁目757-13	64-6531	破碎:プ、木 圧縮:プ、紙、織
ジャパンサイクル(株)	石狩市新港南2丁目715-2	60-2222	発酵堆肥化:燃、汚、油、酸、ア、 残、糞
(株)鈴木商会	石狩市新港中央3丁目750-7	64-1877	破碎:汚、紙、木、織、プ、ゴ、金、陶、 が、Hg製(水銀回収義務がないものに限る) せん断:金、陶 分離:油、金、プ、陶

処分業者名	事業所住所	電話番号	処分業(中間処理)
(株)ステリサイクル北海道	石狩市新港南3丁目703-9	77-6063	破碎: プ,紙,木,織,ゴ,金,陶,Hg製(水銀回収義務がないものに限る) 切断・分離: 油,プ,金(オイルエレメント) 圧縮: プ,金 選別: 金 脱水: 汚
日本公防(株)	石狩市新港中央2丁目762-9	76-6646	破碎: プ,紙,木,織,金,陶 分離: 油,汚 圧縮: 金,プ 脱水: 汚 圧縮・梱包: 紙 破碎・選別: 紙,陶
ノース・ベスト・ファーム(有)	石狩市厚田区嶺泊268番5	77-3016	飼料の製造: 残,汚,ア,酸 肥料の製造: 残
早来工営(株)	石狩市新港中央3丁目750-6	64-1311	焼却: 燃,汚,油,酸,ア,プ,紙,木,織,残,固,ゴ,金,陶,鈇,ば 破碎: プ,木,ゴ,金,陶,Hg製(水銀回収義務がないものに限る) 中和: 燃,汚,酸,ア,ば,Hg製(水銀回収義務がないものに限る),Hgば(燃,汚,酸,ア,ば。水銀回収義務がないものに限る) 脱水: 汚,ば 肥料の製造: 残,糞
(株)ばんけいリサイクルセンター	石狩市新港中央2丁目757-11	64-5311	肥料の製造: 木,残,糞
北海道クリーン・システム(株)	石狩市新港南3丁目704-10	64-1500	圧縮: プ,金 溶融・圧縮: プ 中和: ア 破碎: プ 切断: プ
(株)マテック	石狩市新港南1丁目22-16	60-2000	破碎: 紙,木,織,プ,ゴ,金,陶,が,Hg製(水銀回収義務がないものに限る) 破碎・分離: 紙,陶,金,鈇(溶融スラグに限る) 破碎・選別: プ,紙,ゴ,金,陶 破碎・溶融: プ 圧縮: プ,紙,金,陶 RPFの製造(圧縮・成型): プ,紙,木 銀の回収(電気分解): 酸

処分業者名	事業所住所	電話番号	処分業(中間処理)
(株)丸栄	石狩市新港南1丁目22-73	77-6510	破碎:木 圧縮:プ,紙,陶(廃ガラスウールに限る) 破碎・分離:紙,陶(廃石膏ボードに限る)
丸松総業(株)	石狩市新港中央2丁目761-8	64-0066	浮遊選別:紙,木,織,金,陶,が 破碎・分離:紙,陶 溶融・圧縮:プ 圧縮:プ,紙,金 破碎:プ,木,織,陶
(株)ミチウエ	石狩市新港南3丁目701-17 石狩市新港中央2丁目757-14	77-7577 77-6230	破碎:プ,紙,木,織,ゴ,金,陶,が 圧縮:プ,紙,織
(株)ライラック車輛	石狩市新港西3丁目737	73-7100	切断・圧縮:プ,金
(株)リプロワーク	石狩市新港中央3丁目750-3	64-4311	焼却:燃,汚,油,酸,ア,プ,紙,木,織,残,ゴ,金,陶 中和・凝集沈殿・真空濃縮: 酸,ア 油水分離:汚,油,酸,ア 圧縮・分離:汚,油,プ,金 破碎:陶,プ,金,ゴ,Hg製(水銀回収義務がないものに限る)
(株)レンテック	石狩市新港南3丁目701-15	60-2111	造粒固化:汚(無機性汚泥に限る)
(株)和円商事	石狩市新港東2丁目18-3	62-3858	破碎:プ,木 圧縮:プ,紙,金

処分業者名	事業所住所	電話番号	処分業(最終処分)
(株)丸栄	石狩市美登位679-3 (石狩市新港南1丁目22-73)	66-3824 (77-6510)	埋立:プ,ゴ,金,陶,が

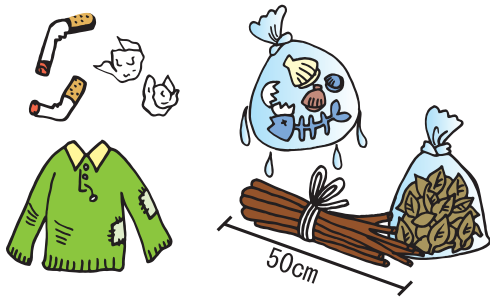
産業廃棄物の種類等については次のとおり、それぞれ用語を略したものです。		
燃⇒燃え殻	木⇒木くず	鉱⇒鉱さい
汚⇒汚泥	織⇒繊維くず	が⇒がれき類
油⇒廃油	残⇒動植物性残さ	糞⇒動物のふん尿
酸⇒廃酸	固⇒動物系固形不要物	体⇒動物の死体
ア⇒廃アルカリ	ゴ⇒ゴムくず	ば⇒ばいじん
プ⇒廃プラスチック類	金⇒金属くず	Hg 製⇒水銀使用製品産業廃棄物
紙⇒紙くず	陶⇒ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	Hg ば⇒水銀含有ばいじん等

# 事業系一般廃棄物

事業系一般廃棄物とは、産業廃棄物以外の全ての事業系廃棄物をいい、一般的には、紙・木・繊維製品や生ごみが対象になりますが、建設業、製造業など限られた事業から排出された紙くず・木くず・繊維くず・動植物性残さなどは産業廃棄物に分類される事もあります。  
 主なものは、事務所から出る紙くず・伝票類、レストラン・食堂・市場などの厨芥類、卸小売業から排出される野菜くず・魚介類・食品くずなどや事業所内の給湯室や休憩施設などから出る従業員が飲食などをした弁当から・食器・洗剤の容器などです。

## 燃やせるごみ

飲食店などから出る生ごみ、産業廃棄物以外の紙製品、繊維製品、木製品など



## 燃えないごみ

従業員が飲食などで使用した食器類など



## 燃やせないごみ

従業員が飲食などで使用した弁当から、容器類など



## 粗大ごみ

事務所などで使用した木製品、繊維製品で大型のもの



※木製品で建設業に係わるもの、木製品製造業、家具製造業、繊維製品で建設業に係わるもの、繊維工場から出るものは産業廃棄物です。

事業系一般廃棄物は、事業者自ら市の処理施設（北石狩衛生センター）に搬入するか、市の許可業者に処理を依頼してください。

## 資源物

種類	リサイクル可能	リサイクルできないもの	備考
びん 	ジュース・お酒・調味料・コーヒー・ドリンク	油のびん・化粧品のびん・特殊ガラス・割れたびん・薬のびん	キャップをはずし、中を軽くすすいで出してください。 ※キャップは素材によって分別してください
缶 	飲料、食料用の缶（アルミ・スチール缶）	食用油の缶・ドラム缶・一斗缶・バケツ・灯油缶	中身を出し切り、軽くすすぎ、つぶさずに出してください。
ペットボトル 	ジュース・お酒・ドリンク・調味料 	のマークがついていないもの、卵のパック・洗剤の容器・油の容器・シャンプーなどの容器	キャップとラベルをはずし、中を軽くすすいで出してください。 キャップとラベルは素材によって分別してください。

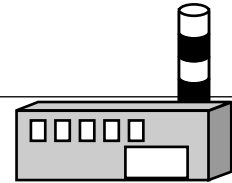
事業系資源物は、事業者自ら石狩市リサイクルプラザに搬入するか、市の許可業者に処理を依頼してください。

## 事業系一般廃棄物の処理

会社や店舗、工場などの事業所で、その事業活動から生じるごみは、「法律」により、自らの責任において処理することになっています。すなわち、事業系ごみは一般家庭のごみと異なり、自ら処理するか、市が指定する許可業者に依頼することになっています。

### (1) 自ら市の処理場に持ち込む

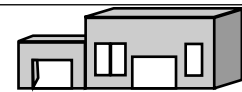
事業系一般廃棄物の搬入先...北石狩衛生センター  
(石狩市厚田区聚富618番地11 66-4546)



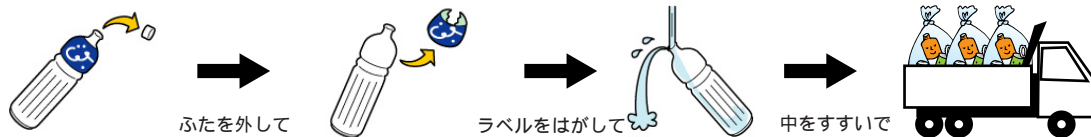
量の多少にかかわらず、分別のうえ、ごみを積んで、直接、北石狩衛生センターに持ち込んでください。

受入時間		昼休み(午後0時15分~1時)は受入しません。 土曜、日曜、祝日、年末年始は受入しません。
燃やせるごみ	午前9時00分~午後5時	
燃えないごみ	午前9時00分~午後3時	
燃やせないごみ 粗大ごみ		

事業系資源物の搬入先...石狩市リサイクルプラザ  
(石狩市新港南1丁目22番地63 64-3196)



ふたを外し、中身を出して、軽くすすいでから、リサイクルプラザに直接持ち込んでください。  
ルールが守られていない場合は、受入をお断りする場合があります。



びん・缶・ペットボトルを一つの袋に入れてください。

受入日時  
毎週火曜日~土曜日 午前9時30分~午後4時30分  
日曜、休館日(月曜、祝日、年末年始)は受入しません。

### (2) 許可業者に依頼する

ごみ収集運搬の依頼にあたっては、収集の回数、時間、場所等を考慮のうえ、業者と相談してください。

業者名	所在地	電話番号	FAX番号
道央興産(有)	石狩市花川南5条2丁目102番地	73-9779	73-7674
早来工営(株)	石狩市新港中央3丁目750番地6	64-1311	64-1611
石狩産業(株)	石狩市親船町111番地	62-3250	62-3357
聖太産業(株)	石狩市浜益区群別596番地49	79-3201	79-3202

許可業者とは、事業系一般廃棄物を処理場に持ち込み、処理するために、市が収集運搬の許可をしている業者です。また、許可業者は資源物も収集運搬していますので、併せて依頼をしてください。

事業系一般廃棄物の処理はすべて有料です。

事業所から排出される全てのごみ(燃やせる・燃えない・燃やせない・粗大ごみ)及び資源物を処理する際には、処理手数料がかかります。

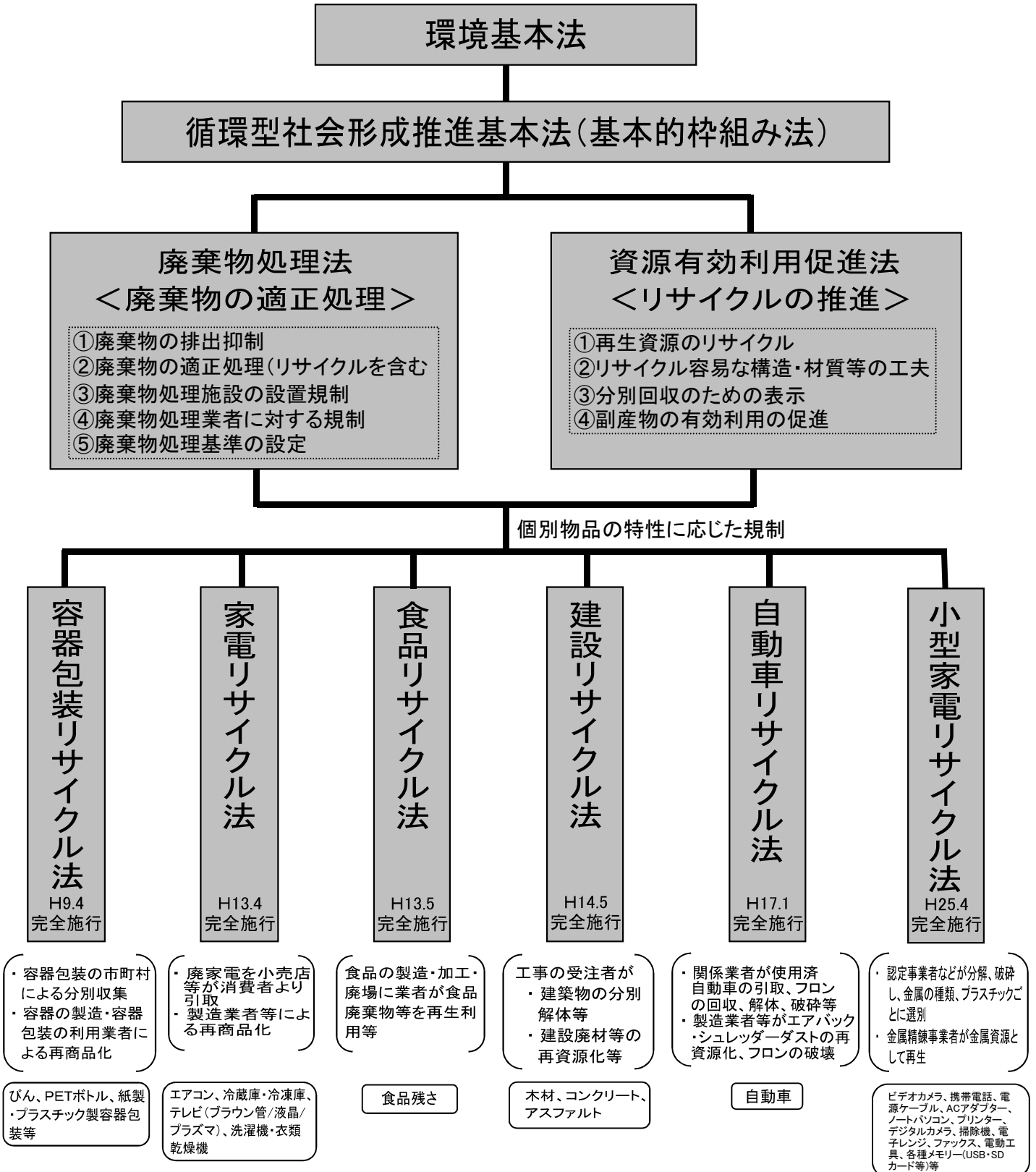
また、許可業者に収集運搬を依頼するときは、収集運搬手数料がかかります。(料金については、許可業者に直接ご確認ください。)

料	区 分	搬 入 先	単 位	金 額
金 表	事業系一般廃棄物	北石狩衛生センター	10kgごとに	120円
	事業系資源物	石狩市リサイクルプラザ	10kgごとに	90円



# 循環型社会の形成の推進のための法体系

平成12年6月に、ごみやリサイクルに係る施策の根幹となる法律として「循環型社会形成推進基本法」が公布されました。さらに「グリーン購入法」や「食品リサイクル法」、「建設リサイクル法」が新規に制定・公布され、「廃棄物処理法」の改正や「資源有効利用促進法」の整備などもほぼ同時に行われました。これにより、すでに公布されている「容器包装リサイクル法」、「家電リサイクル法」と併せて、循環型社会形成に向けた法体系が整い、さらに「自動車リサイクル法」、「小型家電リサイクル法」も公布されました。今後、ますます悪化する環境や資源問題、そして廃棄物問題に積極的に取り組むことで、資源循環型社会の実現を目指しましょう。

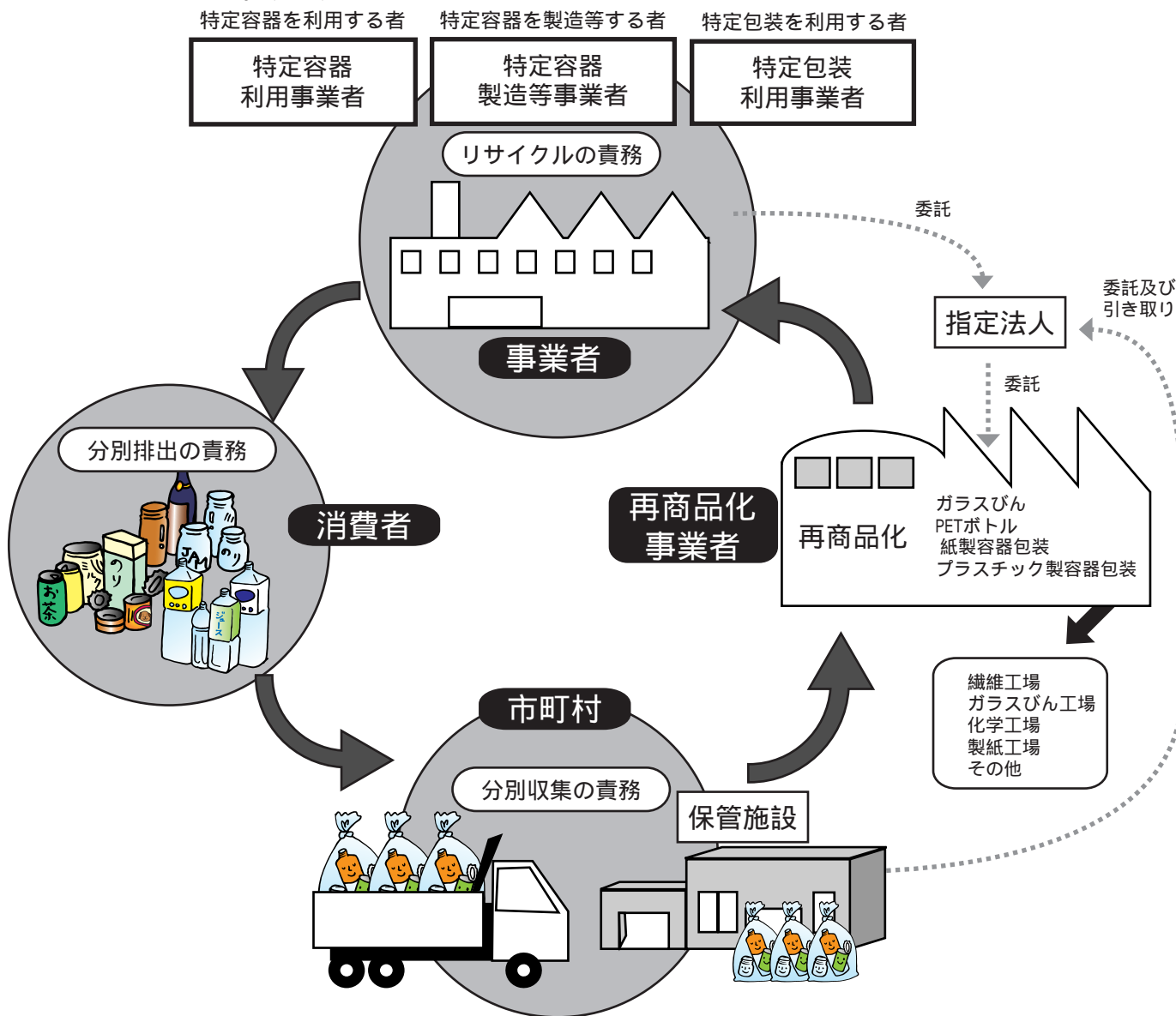


# 容器包装リサイクル法

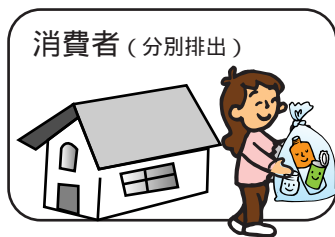
家庭ごみの中で、容器包装廃棄物が占める割合は、容積比で6割、重量比で2～3割に達しています。ごみの減量化・リサイクルを推進していくには、これらの容器包装廃棄物への対策が不可欠になっています。

「容器包装リサイクル法」は、消費者・市町村・事業者がそれぞれの役割を分担して容器包装廃棄物のリサイクルを促進し、廃棄物の減量化を図るとともに、資源の有効利用を図るため、平成7年6月に制定され、平成9年4月から本格施行されました。さらに、施行10年後に、見直しを図り、平成18年6月に「改正容器包装リサイクル法」を成立・公布しています。

## リサイクルの仕組み



消費者・市町村・事業者が責任を分担します。



消費者（分別排出）

消費者は、分別収集に協力して、分別排出します。



市町村（分別収集の責任）

市町村は、容器包装廃棄物の分別収集を行います。

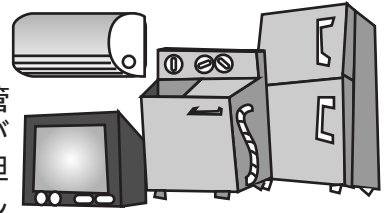


事業者（リサイクルの責任）

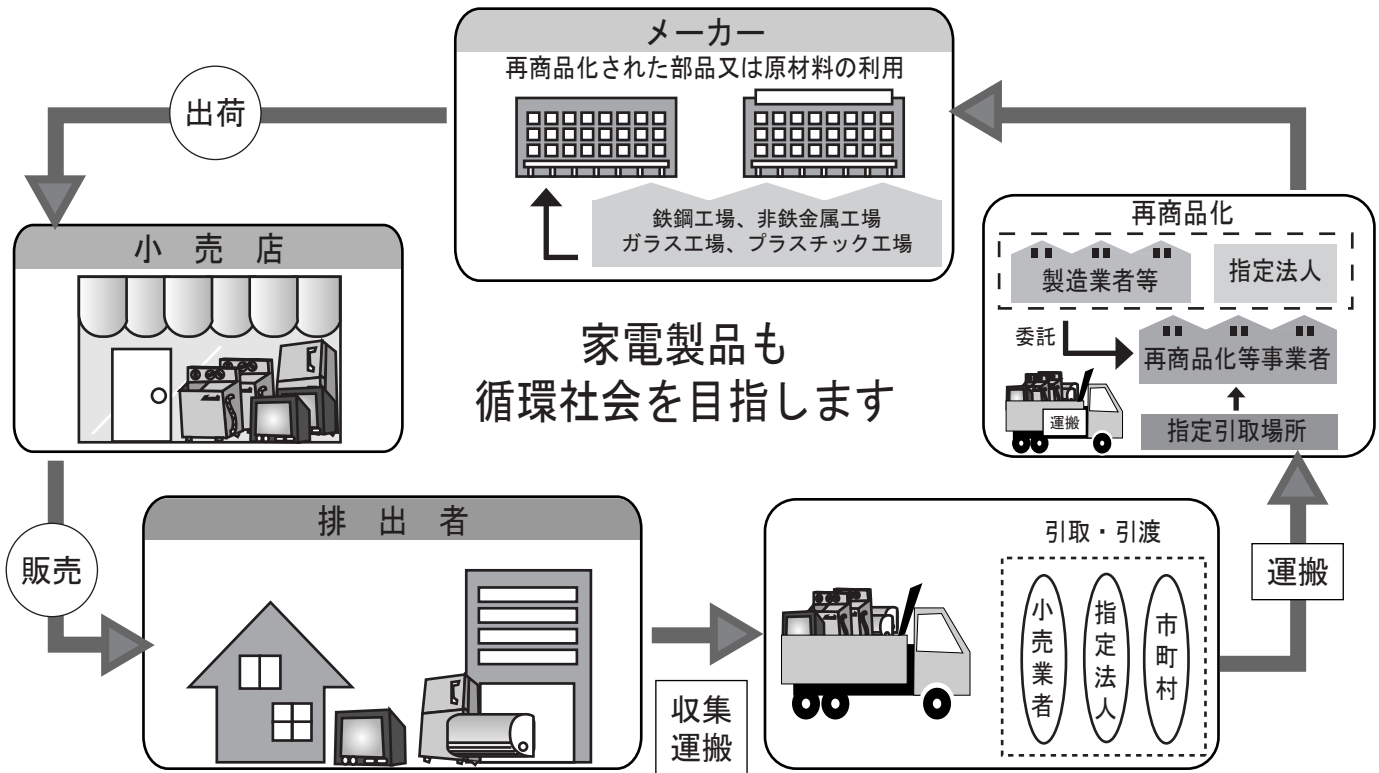
事業者は、市町村が分別収集した容器包装廃棄物を、自ら又は指定法人やリサイクル事業者等に委託して再商品化する義務を負います。

# 家電リサイクル法

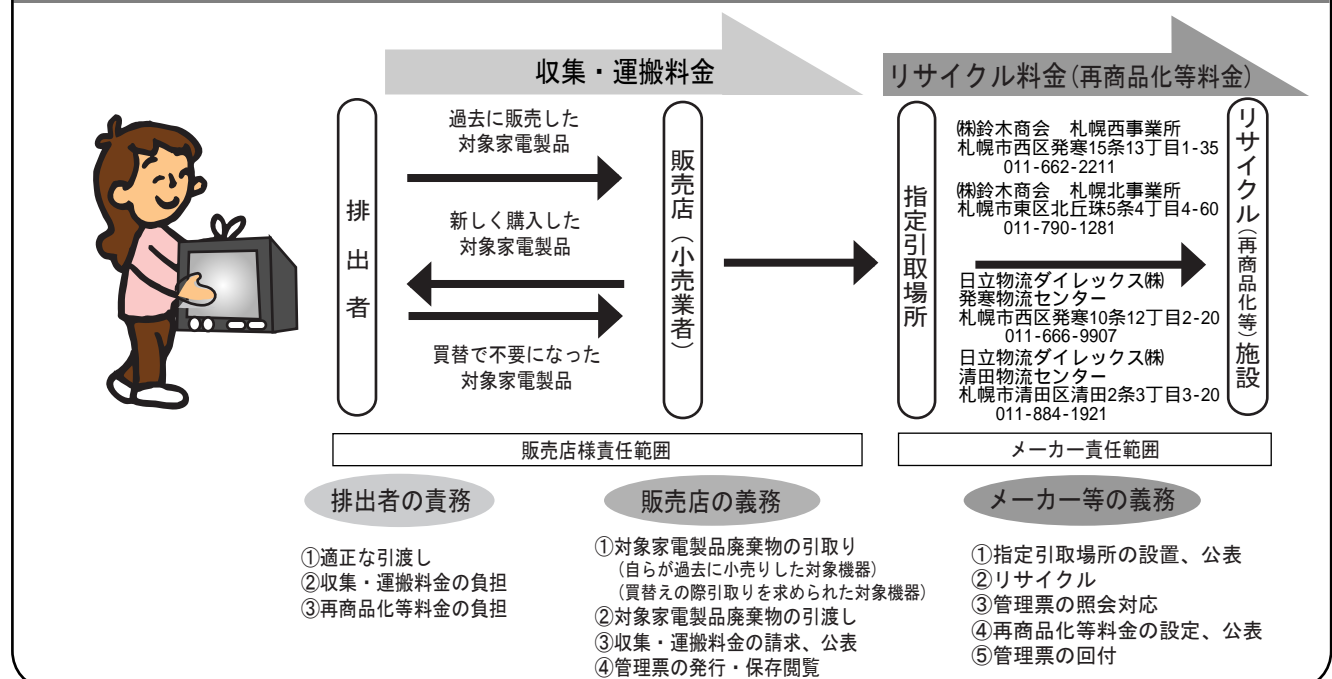
廃棄物の減量、資源の有効利用の観点から、廃棄物のリサイクル推進の新たな仕組みを構築するために制定された法律が、家電リサイクル法です。この法律では、対象家電製品として、エアコン、テレビ（ブラウン管式、液晶・プラズマ式）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の4品目が指定され、消費者、販売店、メーカーなどの関係者はそれぞれが役割を分担し、リサイクルを推進することが義務付けられています。地球環境にやさしい循環型社会を確立するための大切な法律です。みなさまもご理解のうえ、ご協力をお願いします。



## 家電リサイクルの流れ

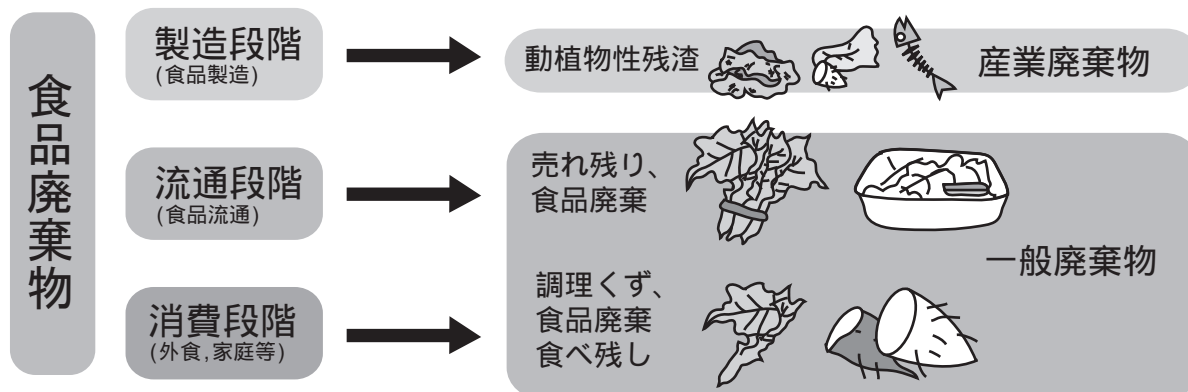


## 家電リサイクル法の概要と関係者の役割



# 食品リサイクル法

食品廃棄物とは、食品の製造や調理の過程で生ずる動植物性の残渣や、食品の流過程や消費段階で生ずる売れ残りや食べ残しです。



食品廃棄物等の発生量は、平成26年度で1,953万トンとなっており、このうち食品製造業が約8割を占めている。

食品廃棄物等の再生利用等実施率は、平成24年度以降は85%となっており、食品流通の川下に至るほど分別が難しくなることから、食品製造業の再生利用等実施率は高いものの、食品卸売業、食品小売業、外食産業の順に低下している。

再生利用の内訳を見ると、飼料、肥料の割合が高く（特に食品製造業においては、飼料の割合が高い）、登録再生利用事業者も肥飼料化で88%となっている。

## 事業者及び消費者の責務

食品の購入又は調理の改善により食品廃棄物の発生抑制に努める

具体的には、適量な食品の購入や適切な保管の実施による無駄の発生防止等が考えられます。

再生利用により得られた製品の利用に努める

再生利用により得られた、肥料、飼料等のリサイクル製品を事業活動や日常生活において積極的に利用すること等が考えられます。

### 食生活指針（抜粋）

調理や保存を上手にして無駄や廃棄を少なく。

#### 【食生活指針の実施】

- ・ 買いすぎ、作りすぎに注意して、食べ残しのないよう適量を心がけましょう。
- ・ 賞味期限を考えて利用しましょう。
- ・ 定期的に冷蔵庫の中身や家庭内の食材を点検し、献立を工夫して食べましょう。

## 食品リサイクル法の手法

生産・流過程の工夫、消費のあり方の見直しによって、食品廃棄物の発生抑制を図る

食品循環資源については、肥料化・飼料化・油脂利用・メタン化により、できるだけ再生利用を進める水分を多く含み、腐敗しやすいという特性にかんがみて、脱水・乾燥・発酵・炭化などの手法により減量を行うことによって、廃棄処分される廃棄物を減少させるとともに、その後の廃棄処分の実施を容易にする

以上の対策を進めた上でなお発生する廃棄物については適正な処分を行う

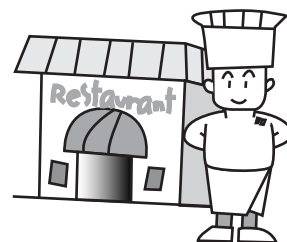
## 食品関連事業者

食品の製造・加工・卸売・小売を業として行う者

食品メーカー・八百屋・百貨店・スーパーなど

飲食店業その他食事の提供を行う者

食堂・レストラン・ホテル・旅館・結婚式場など

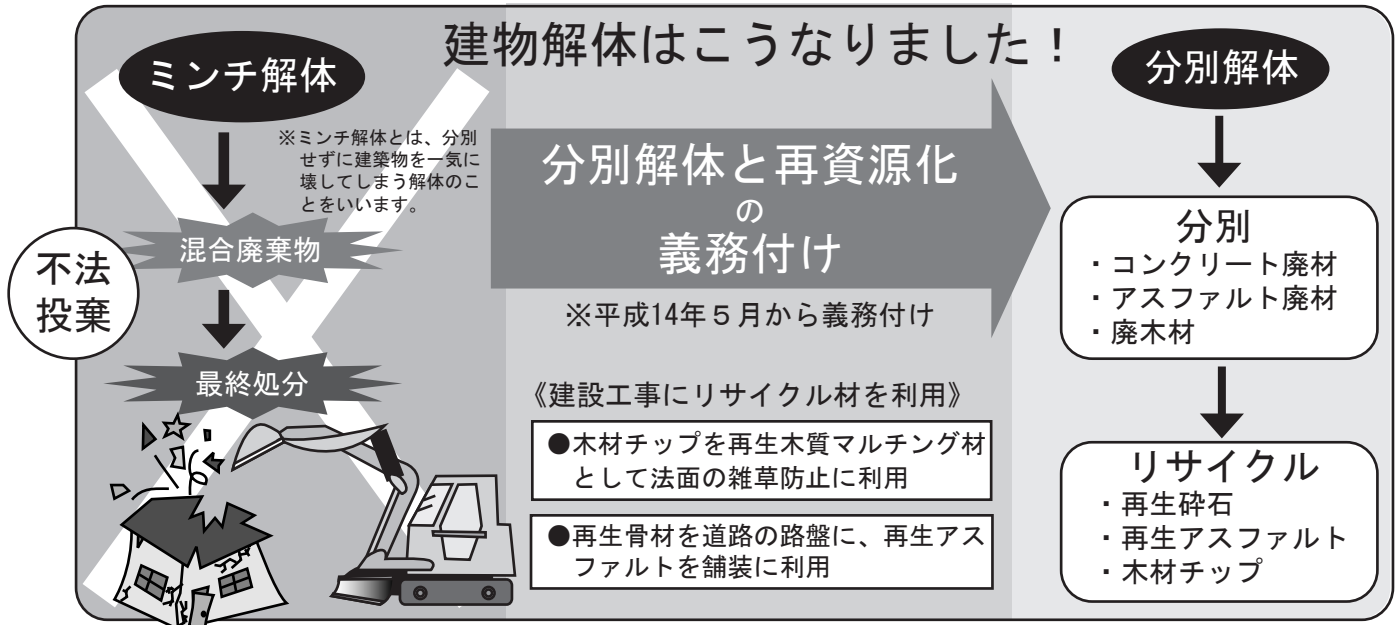


# 建設リサイクル法

建設廃棄物の処理をめぐって不法投棄や最終処分場の不足など様々な問題が発生しています。このため、建物を解体する業者に建設廃棄物を分別しながら解体し、これをリサイクルすることが法律により義務付けられました。

## 1. 建築物等について分別解体及び再資源化が義務付けられました。

- 一定規模以上の建築物や土木工作物の解体工事（80㎡以上）、新築工事（500㎡以上）等については、一定の技術基準に従って、その建築物に使用されているコンクリート、アスファルト、木材を現場で分別することが義務付けられます。
- 分別解体をすることによって生じたコンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材について、再資源化が義務付けられます。

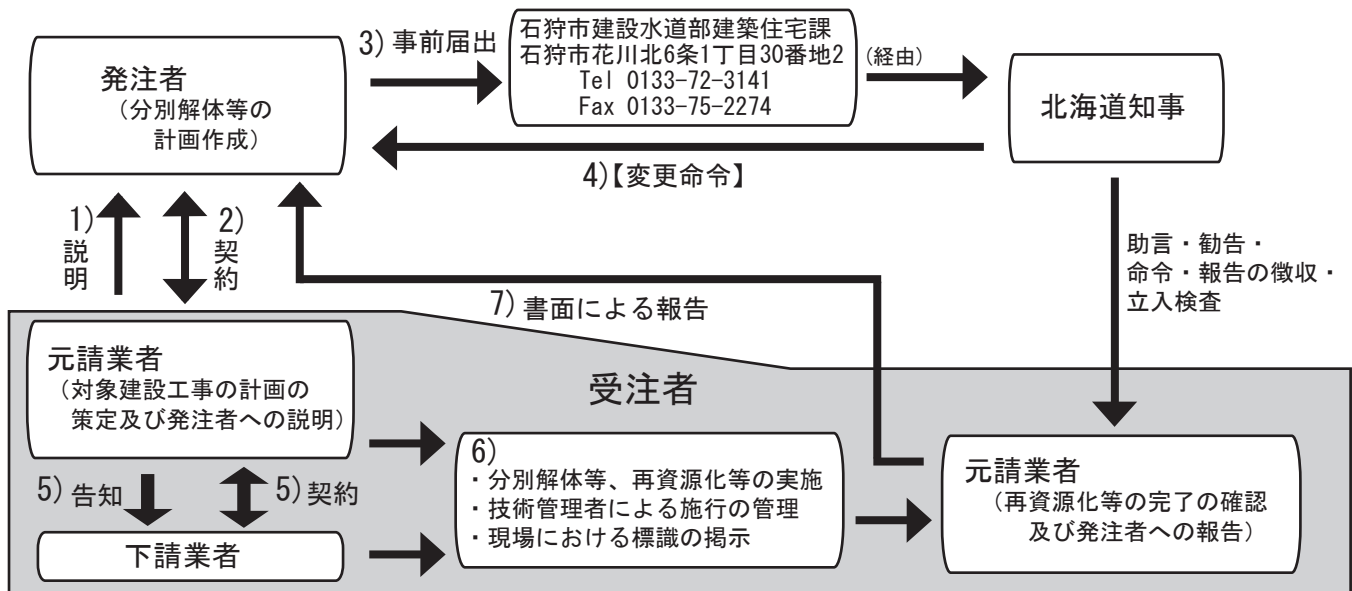


## 2. 工事の発注者や元請業者などは次のことを行う必要があります。

- 適正な分別解体及び再資源化等の実施を確保するため、発注者による工事の事前届出や元請業者から発注者への事後報告、現場における標識の掲示等が義務付けられます。
- 受注者への適正なコストの支払いを確保するため、発注者・受注者間の契約手続きが整備されます。

### 分別解体・再資源化の発注から実施への流れ

※平成14年5月から義務付け



# 自動車リサイクル法

もともと、使用済自動車は中古部品や金属回収の観点から価値が高く、国内の自動車解体業者等によって80%程度（重量ベース）がリサイクルされ、残りは主にシュレッダーダストと呼ばれる破碎残渣として埋立処分されてきましたが、現在は、鉄スクラップ価格等による市況の変動、また、フロン類の回収／破壊や、エアバッグ類の適正処理という新たな環境問題への対応も必要となり、平成14年7月に自動車リサイクル法が制定され、平成17年1月1日から本格施行されました。

## 1. 対象となる車種

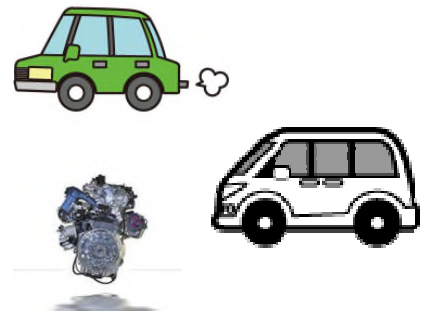
全ての自動車（以下の対象除外車を除く）

対象除外車

- ・ 被けん引車
- ・ 二輪車（原動機付自転車、側車付のものを含む）
- ・ 大型特殊自動車、小型特殊自動車
- ・ その他政令で定めるもの

注意

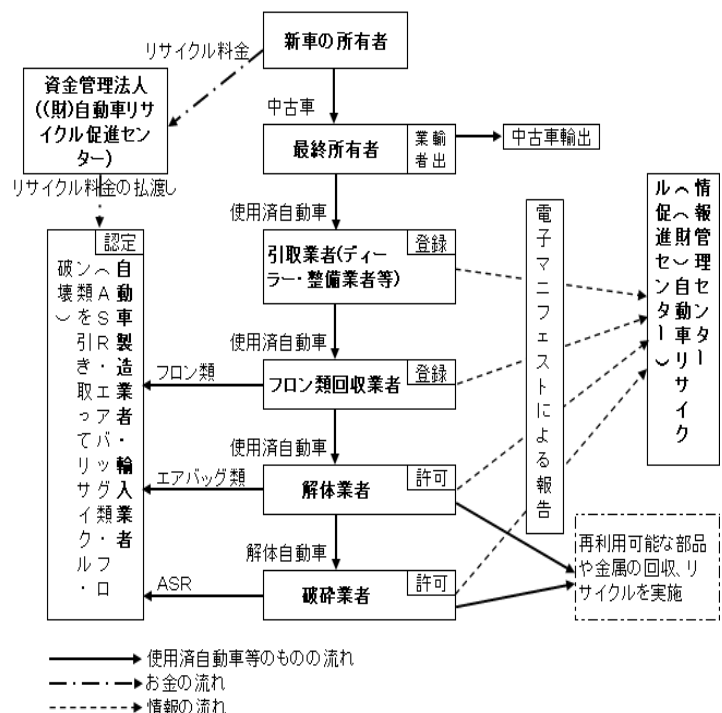
- ・ トラック・バスなどの大型自動車やナンバープレートの付いていない構内車も含まれます。
- ・ 対象自動車であっても、保冷貨物自動車の冷蔵装置・コンクリートミキサー・トラッククレーン等を取り外して再使用する架装物は対象外です。
- ・ この法律により使用済みとなった自動車は、その金銭的価値の有無に関わらず、全て廃棄物として扱われることとなりますので、ご注意ください。



## 2. 自動車リサイクル法の概要

- (1) シュレッダーダスト（自動車破碎残渣）、エアバッグ類、カーエアコンのフロン類を自動車メーカー・輸入業者が引き取ってリサイクル（フロン類は破壊）する。その費用はリサイクル料金として自動車ユーザーが負担する。
- (2) リサイクル料金は、自動車の所有者が原則新車購入時に支払う。（継続検査時の支払いは、平成20年1月31日で終了しました。）
- (3) 使用済自動車の引き取り業者、フロン類回収業者、解体業者、破碎業者は、北海道への登録・許可が必要。
- (4) 上記関連事業者は、使用済自動車等の引き取り・引渡しをパソコンでインターネットを利用し報告する（電子マニフェスト制度の導入）。
- (5) リサイクル料金は、予め各自動車製造業者等が定め、公表します。これにより自動車業者間の競争が生じ、リサイクル容易な自動車の設計・製造や料金低減が図られると考えられます。

自動車リサイクル法の概略図



# 小型家電リサイクル法

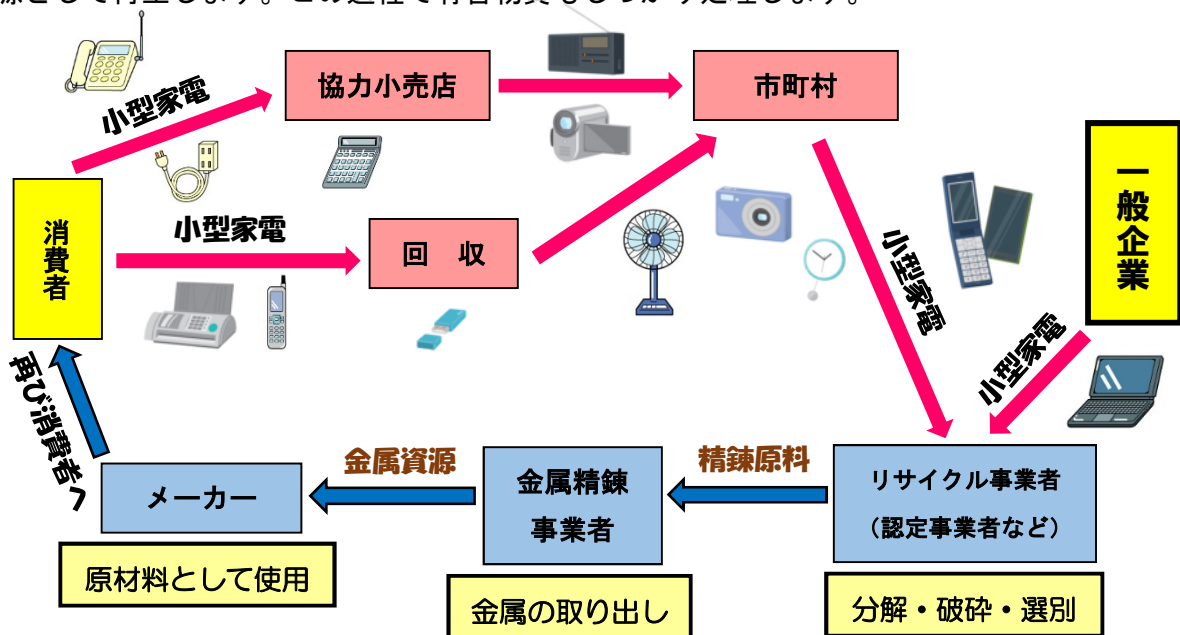
小型家電リサイクル法は使用済み小型電子機器等の再資源事業を行おうとする者が再資源化事業計画を作成し、主務大臣の認定を受けることで、廃棄物処理業の許可を不要とし、使用済み小型電子機器等の再資源化を促進する制度であり、平成 25 年 4 月から本格施行されました。

事業所で発生する使用済み小型家電を認定事業者を引き渡すことで、情報の漏えいや国内外での不適正処理の心配がなく、安全かつ確実な再資源化が可能になります。

使用済み小型家電のリサイクルは、コンプライアンスの徹底と、企業における CSR の推進にも重要な役割を果たします。

## 1. 回収された使用済み小型家電の処理方法

適正なりサイクルを実施する者として国の認定を受けた認定事業者などが回収された小型家電を分解・破碎し、金属の種類やプラスチックごとに選別し、金属精錬事業者が金属資源として再生します。この過程で有害物質もしっかり処理します。



## 2. 対象品目

デジタルカメラ・パソコン・スマートフォン・携帯電話・電子辞書・電源アダプターなど幅広い製品が対象ですが、コピー機（複合機）や工作機械など、業務用で使われる製品は小型家電リサイクル法の対象ではありません。

## 3. 認定事業者は企業情報にも配慮した再資源化を行います。

企業は使用済み小型家電を適正な事業者へ責任を持って引き渡す必要があります。国の認定を受けた事業者であれば、回収からリサイクルまでの間、盗難対策や情報漏えい対策を講じているので、安心して引き渡すことができます。

認定事業者へ引き渡す場合は、廃棄物処理法に基づいた手続き（収集運搬および中間処理委託契約の締結、マニフェストの交付など）が必要です。

### ■道内認定事業者

事業者名	本社住所	担当部署	連絡先（電話）	連絡先（FAX）
(株)マテック	帯広市	石狩支店	0133-60-2000	0133-60-2288
JX 金属苫小牧ケミカル(株)	苫小牧市	営業部営業課	0144-56-0231	0144-56-1864
(株)鈴木商会	札幌市	法務部	011-280-1281	011-280-8900
(株)クロダリサイクル	函館市	管理部	0138-49-8880	0138-49-8960

# 廃棄物に関する問合せ先

## マニフェスト（産業廃棄物管理票）に関すること

〒060-0005 札幌市中央区北5条西6丁目 北海道通信ビル5F  
公益社団法人 北海道産業廃棄物協会  
TEL 011-241-7611 FAX 011-241-7612

## 産業廃棄物に関すること

〒060-8558 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館5F  
北海道石狩振興局保健環境部 環境生活課 地域環境係  
TEL 011-231-4111(内線34-377) FAX 011-232-1156

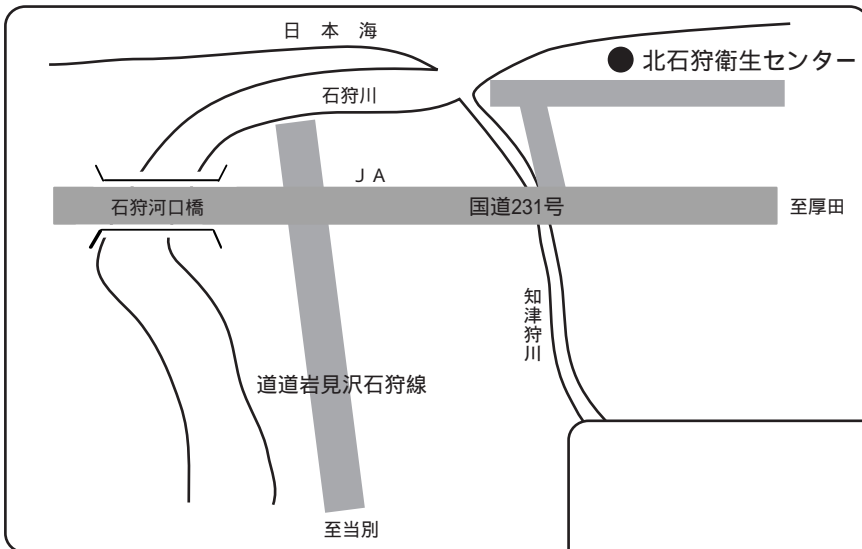
## 事業系資源物に関すること

〒061-3244 石狩市新港南1丁目22-68  
石狩市リサイクルプラザ  
TEL 0133-64-3196 FAX 0133-64-3195

## その他廃棄物に関すること

〒061-3292 石狩市花川北6条1丁目30-2  
石狩市環境市民部ごみ・リサイクル課  
TEL 0133-72-3126 FAX 0133-75-2275  
E-mail:gomi@city.ishikari.hokkaido.jp

〒061-3331 石狩市厚田区聚富618番地11  
北石狩衛生センター  
TEL 0133-66-4546 FAX 0133-66-3317



リサイクルプラザ位置図

北石狩衛生センター位置図

